

第33回大阪府環境審議会の開催結果の概要

日 時：平成 19 年 3 月 14 日（水）13:30～

場 所：プリムローズ大阪

1．大阪府における流入車対策のあり方について（諮問）

府では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、平成 22 年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を達成することを目標として取り組んでいるが、府域は法の対策地域が首都圏に比べて狭小であり、また周辺地域の営業用貨物車が増加傾向にあることなどから、今後、法の規制対象外の流入車による排出ガスの影響が懸念されている。

そこで、環境基準を早期かつ確実に達成するため、大阪府における荷主・運送事業者・行政等の幅広い層の取組みをベースとする効果的な流入車対策のあり方について諮問があった。

その結果、専門性が特に高く、集中的な議論が必要であることから流入車対策部会を設置することに決定した。

2．化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画及び総量規制基準について（答申）

本件は、平成 17 年 11 月 28 日に開催された第 29 回環境審議会において、大阪湾の水質保全を図るため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、知事から諮問があり、専門的見地からの検討を行う水質規制部会が設置され、検討されてきた。

この度、昨年 11 月に開催された第 32 回環境審議会での「中間報告」に対する審議及びその後実施したパブリックコメントを踏まえ、部会が取りまとめた報告について審議が行われ、答申をいただいた。

この第 6 次総量削減計画では、汚濁負荷量の一層の削減、大阪湾に関連する幅広い取組みの推進、各主体が一体となった取組みの推進を基本的な考え方とし、平成 21 年度を目標とする COD（化学的酸素要求量）、窒素、りん、の削減目標量を、生活排水、産業排水、その他、の汚濁発生源別に設定した。

削減目標の達成のための方途として、生活排水対策として下水道や浄化槽などの生活排水処理施設の整備等、産業排水対策として総量規制基準の設定等、その他の汚濁発生源に係る対策として、農地からの負荷削減対策等を、それぞれ行うこととした。また、負荷削減に加えた取組みとして、「大阪湾再生の取組みの推進」などを新たに盛り込み推進することとした。

総量規制基準は、1 日の平均排水量が 50 m³以上の水質汚濁防止法で定める工場・事業場に適用し、濃度係数と排出水量の積で設定されるが、この濃度係数については、窒素及びりんを中心に強化した。

3．廃棄物処理計画の改定について（答申）

本件は、平成 18 年 3 月 27 日に開催された第 30 回環境審議会において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、知事から諮問があり、専門的見地からの検討を行う廃棄物処理計画部会が設置され、検討されてきた。

この度、昨年 11 月に開催された第 32 回環境審議会での「中間報告」に対する審議及びその後実施したパブリックコメントを踏まえ、部会が取りまとめた報告について審議が行われ、答申をいただいた。

計画の基本理念は、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成する」とし、基本方針は以下の 4 点とした。

廃棄物の発生を抑制する。

リユース・リサイクルなど資源の循環的な利用を進め、処分しなければならない廃棄物を可能な限り削減する。

どうしても利用できない廃棄物は安全かつ適正に処分する。

府民、事業者、市町村等と連携して取り組む。ことを基本方針とした。

また、減量化目標は、前計画の平成 17 年度目標の達成状況を踏まえ、平成 22 年度目標を見直し、廃棄物の最終処分量を平成 17 年度実績から 20%削減することとした。

4．第 10 次鳥獣保護事業計画の策定について（答申）

本件は、平成 18 年 8 月に開催された第 31 回環境審議会において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、知事から諮問があり、野生生物部会で検討されてきた。

この度、昨年 11 月に開催された第 32 回環境審議会での「中間報告」に対する審議及びその後実施したパブリックコメントを踏まえ、部会が取りまとめた報告について審議が行われ、答申をいただいた。

計画の基本理念は「人と野生鳥獣の適切な関係の構築及び生物多様性の保全」とし、計画の期間は、平成 19 年 4 月から平成 24 年 3 月である。

また、計画の主な内容は、新たに 2 箇所の鳥獣保護区及び特別保護区を 1 箇所指定、ニホンジカやイノシシを対象とした特定鳥獣保護管理計画を作成、干潟における鳥獣保護区の指定にあたっては、春・秋のシギ・チドリ類を調査、狩猟鳥のウズラについては、府内での捕獲を検討することとしている。

5．大阪府シカ保護管理計画（第 2 期）の策定について（答申）

本件は、平成 18 年 11 月 21 日に開催された第 32 回環境審議会において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、知事から諮問があり、野生生物部会で検討されてきた。

この度、部会が取りまとめた報告について審議が行われ、答申をいただいた。

計画では、保護管理の目標として、人とシカとの共存をめざし、農林業被害を軽減するため、生息数を平成 12 年度に比べ半減することとしている。

6．大阪府イノシシ保護管理計画の策定について（答申）

本件は、平成 18 年 11 月 21 日に開催された第 32 回環境審議会において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、知事から諮問があり、野生生物部会で検討されてきた。

この度、部会が取りまとめた報告について審議が行われ、答申をいただいた。

計画では、保護管理の目標として、人とイノシシとの軋轢を緩和し、農林業被害額を半減することを目標としている。

7．野生生物部会の運営要領の改定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく審議事項のうち、鳥獣保護事業計画の策定により、基本的な方針が定められた事項の実施に係る手続き等の審議については、部会の決議事項とする部会の運営要領の改正案が了承された。

具体的には、鳥獣保護事業計画の変更（重要な変更は除く）、鳥獣保護区の指定又は変更、特別保護地区の指定又は変更、特定鳥獣保護管理計画の策定又は変更等

8．温泉部会における決議事項の報告について（部会報告）

平成 19 年 2 月 8 日に開催された温泉部会で審議・決議された事項について、部会長から報告がなされた。

温泉法に基づく温泉掘削及び動力装置設置の許可申請 9 件のうち、8 件は許可することに支障なしとの報告であったが、動力装置設置の 1 件については、提出された段階揚水試験等を審査した結果、適正揚水量を決定するに足りる内容と認められず、許可することは適切でないとされたことが報告された。

9．平成 19 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（部会報告）

平成 19 年 2 月 9 日に開催された水質測定計画部会で審議・決議された「平成 19 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」の内容について、部会長から報告がなされた。

10．大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正の件について

平成 11 月 21 日に開催された第 32 回環境審議会における「揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について」の第一次答申を受け、平成 19 年 3 月大阪府議会において「大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」が可決されたので、その概要について報告がなされた。